

28 事業内容の定期的な自己点検の実施状況

(か所)

	平成 22 年	平成 21 年	増 減
自己点検の実施有り	16,366(82.1%)	14,964(81.0%)	1,402

注:()内は全クラブ数(22年度:19,946、21年度:18,479)に対する割合である。

29 運営状況等の情報提供の実施状況

(か所)

	平成 22 年	平成 21 年	増 減
保護者への情報提供	19,242(96.5%)	17,756(96.1%)	1,486
地域への情報提供	12,854(64.4%)	11,652(63.1%)	1,202

注:()内は全クラブ数(22年度:19,946、21年度:18,479)に対する割合である。

30 要望・苦情対応の実施状況

(か所)

	平成 22 年	平成 21 年	増 減
要望・苦情対応窓口の保護者への周知	16,385(82.1%)	14,730(79.7%)	1,655
苦情解決体制の整備	15,318(76.8%)	13,761(74.5%)	1,557

注:()内は全クラブ数(22年度:19,946、21年度:18,479)に対する割合である。

31 放課後児童クラブガイドラインの市町村における策定状況

(市町村数)

	平成 22 年	平成 21 年	増 減
策定済み	199(12.6%)	185(11.5%)	14
都道府県のガイドラインを活用	435(27.4%)	420(26.1%)	15
国のガイドラインを活用	780(49.5%)	809(50.3%)	▲29
対応無し	166(10.5%)	194(12.1%)	▲28
計	1,580(100%)	1,608(100%)	▲28

注:()内はクラブ実施市町村数(22年度:1,580、21年度:1,608)に対する割合である。

32 放課後児童クラブガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況

(市町村数)

	平成 22 年	平成 21 年	増 減
点検・確認有り	1,148(72.7%)	1,108(68.9%)	40

注:()内はクラブ実施市町村数(22年度:1,580、21年度:1,608)に対する割合である。

〔調査概要〕

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

2 調査の対象

全国の市区町村（1, 750市区町村）

3 調査の期日

平成22年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開設日数別クラブ数、利用できなかった児童数等

5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市区町村が記入

6 調査の集計

集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において行った。

（参考）放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

（平成9年の児童福祉法改正により法定化＜児童福祉法第6条の2第2項＞）